

意見書

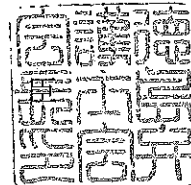
令和2年9月7日

徳島県知事

飯泉嘉門殿

徳島弁護士会

会長 志摩 恭



1 意見の趣旨

被害者支援条例について、徳島弁護士会として、添付のと通りの条例案を提案する。

2 意見の理由

(1) 被害者支援条例制定の必要性

ア 犯罪被害者支援における地方公共団体の責務

すべての犯罪被害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有している（犯罪被害者等基本法（以下、「法」という）、3条1項）。そして、犯罪被害者のための施策は、犯罪被害者が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるように講ぜられるもの（法3条3項）とされている。

その上で、地方公共団体については、上記の基本理念にのっとり地域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を負っている（法5条）。

イ 犯罪被害者の支援の必要性

犯罪被害者は、犯罪の被害を受けた直後から、以下のように様々な問題に直面する。

① 安全に関する不安

犯罪の被害にあった場合、再び加害行為を受けるのではないかと不安を感じる被害者は多い。また、実際、被害者が警察に被害届を出したり、外部へ救済を求めることで、加害者による報復の危険にさらされる場合もある。

② 相談窓口に関する不安

犯罪の被害者やその遺族は、被害直後から様々な問題に直面する。例えば、死亡届、埋葬許可証、遺族年金の行政上の手続きの問題、生活の不安の問題、刑事手続に関する不安の問題など多くの問題に直面する。

③ 経済的な不安と負担

犯罪の被害にあった場合、犯罪被害者は大きな経済的な不安に直面し、経済的な負担を負うことになる。

例えば、精神的なダメージを受けカウンセリングが必要になっても公的医療保険制度の適用対象となっていないことによる経済的な負担が問題となるし、一家の大黒柱が亡くなった場合にも生活ができなくなるという問題にも直面する。

また、引っ越しを余儀なくされる場合もあるし、火葬費用等を遺族が負担しなければならないという理不尽さに直面するという問題もある。

さらに、損害賠償請求を加害者にしようにも、訴訟費用が高額になることから、請求を断念せざるをえないという問題もある。

ウ 条例制定の必要性

地方公共団体には、上記のような犯罪の被害を受けた者が置かれる状況を鑑みて支援を行うことが求められるところ、そのためには根拠となる条例の制定をするべきである。

条例を制定することにより、地方公共団体の責務や役割が明確になり、講ずべき施策が定まって継続した犯罪被害者支援をすることができるのである。また、条例を制定することにより、住民の意識の向上にもつながる。そして何よりも、被害者支援施策を担当する行政職員の意識の向上に資するのである。

(2) 被害者支援条例の全国の制定状況とあるべき内容

ア 全国の制定状況

現在、47都道府県のうち犯罪被害者支援条例を制定しているのは、令和2年4月の段階で、21都道府県である。四国では平成31年度に高知県が被害者支援条例を制定している。

イ 制定された条例内容の特徴

条例が制定され始めた頃は、理念的な内容にとどまっていたが、平成30年度に和歌山県や三重県が被害者支援条例を制定した頃から、単なる理念的な内容から、各地方公共団体の個性を活かした具体的な支援内容を規定するようになってきている。

この流れの中で、平成31年度に高知県や東京都でも条例が制定されているが、どれも単なる理念的な内容にとどまっていないという特徴がある。また、条例に基づいて制定されている計画・要綱においても条例の内容を踏まえ、具体的な支援を明記している。

徳島県においても、理念的な内容を規定しただけの条例にとどめるのではなく、地方公共団体の個性を活かした具体的な支援内容を明記すべきである。

(3) 徳島弁護士会条例案の内容

ア 徳島弁護士会案の特徴について

徳島弁護士会の作成した被害者支援条例案は、直近2年以内に制定した各地の条例等を参考にし、徳島県として全国の地方公共団体に誇れる条例を目指して作成した。具体的には以下のとおりである。

イ 安全に関する事項

徳島県では、平成18年にDV被害者であった妻が離婚調停中に夫に刺殺されるという全国でも注目を集めたせい惨な事件が起きた。このような事件があった徳島県がその対策について条文で明記をしないということは絶対に避けなければならない。

具体的には、2条(4)で再被害に関する定義を規定し、各条項において再被害を防止する施策を講ずることを明記し、16条で安全の確保についても明記した。

ウ 相談窓口に関する事項

大都市圏では、相談窓口を都道府県ではなく市町村に設置することが多い。

しかし、徳島県の場合、徳島市以外は、小さな自治体が多く、市町村の窓口には犯罪被害者の知人が勤務していることが多い。あるいは、加害者の関係者が勤務していることすらある。このようなことから、被害者が市町村の窓口に行きたくても行けないということが生じてしまう。

本来、市町村に窓口を設置するのは、住民に近い基礎自治体であるという

特徴を活かし、相談窓口を身近に感じて欲しいという要請からである。しかし、小さな自治体の場合、上記のような理由から、住民に近いということがかえって犯罪被害者を窓口から遠ざける原因にもなる。

このようなことから、県が相談窓口を設置することを積極的に行うことが徳島の実情に合致していると考え、10条において県が相談窓口を設置することを明記した。

エ 財政上の措置・経済的支援に関する事項

犯罪被害者は、望んで犯罪の被害を受けるわけではない。しかし、犯罪の被害を受けると、大きな経済的な負担をせざるをえず、犯罪被害者の日常生活のあらゆるところに支障が生じる。また、自身の受けた被害の回復をしようにも、費用がかかってしまい、断念せざるを得ないことも多い。

このような犯罪被害者の置かれた状況を鑑みれば、地方公共団体が犯罪被害者に対する支援をする意義は大きいといえる。

そこで、11条12条において、県が犯罪被害者の支援のために財政的措置を行い、犯罪被害者の経済的な負担を軽減する措置を行うことを明記した。その上で、重要と考えられる施策として、13条で犯罪被害者が加害者に対して損害賠償請求する場合の費用の援助、14条で日常生活の支援を行うための施策を行うこと、15条で犯罪被害者が心身に受けた影響から回復するための施策を行うこと、17条で居住に関する支援を行うための施策を行うことを明記した。

特に15条は、単なる医療サービスにとどまらず、学校等における支援に言及し、青少年に対する支援を総合的に行う姿勢を示した。

オ 学校教育に関する事項

犯罪の被害にあうということは、重大な人権侵害を受けたということである。

ところで、「いじめ」は、他人の人権を踏みにじる行為であり、突き詰めていけば、いじめと犯罪行為とは他人の人権を侵害する行為という点で共通している。

学校教育に犯罪被害者に関する教育を採り入れることは、いじめ被害について深く考える機会ともなり、また、いじめ問題と結びつけて考えることに

より犯罪被害者への理解を深める効果が期待できる。徳島県が従前から推進してきたスクールロイヤー事業とも関連しており、徳島県だからこそ取り組むべき問題といえる。

このようなことから、20条において、学校における教育の推進するための施策を行うことを明記した。

カ 県内に住所を有しない者への支援に関する事項

徳島県は、世界遺産の登録を目指す四国88カ所の1番札所を抱えている。また、サテライトオフィスや消費者庁の誘致にも力を入れ、観光のみならずビジネスにおいても他の都道府県から多くの人に来てもらおうと様々な施策を行っている。

このような徳島県が、徳島県において犯罪の被害を受けながら、徳島県に住所がないことを理由に支援を行わないことは妥当ではない。

そこで、24条で「おへんろ条項」という特別な名前を付けて、徳島県内に住所がなくても、徳島県内で犯罪の被害にあった場合には支援を行うことを明記した。

キ 連携体制の整備と支援に関する事項

犯罪の被害者に対する支援は、チームプレイである。犯罪被害者の支援は、単独の機関で完遂できるものではなく、各機関が個性を活かして支援を行う必要があり、そのためにも各機関の連携が不可欠である。また、継続的な支援のためには、絶えず専門家を養成する必要もある。

このようなことから、25条で各機関の連携体制を構築すること、21条で人材の育成を行うこと、22条で民間支援団体に対する情報の提供等の支援体制を築くことを明記した。

ク 犯罪被害者等支援推進審議会の設置に関する事項

犯罪被害者支援は、条例を制定して終わりではない。絶えず、犯罪被害者の声に耳を傾け、施策を検証する必要がある。また、支援にあたっている現場の声を次の施策に活かしていく必要もある。

このようなことから、26条と27条で犯罪被害者等支援推進審議会の設置について明記した。

以上

○徳島県犯罪被害者等支援条例（徳島弁護士会案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者、市町村及び民間支援団体の責務及び役割等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2)犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3)二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹(ひ)謗(ぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4)再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (5)民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援をすることを主たる目的とする民間の団体をいう。
- (6)犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるようにするための支援をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応するとともに、二次被害が生ずること

のないよう十分配慮すること。

- (3) 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、再被害が生じないようにするとともに、犯罪被害者等が被害を受けた直後から必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 国，県，市町村，民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下，犯罪被害者等を支えることにより誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を促進すること。

(県の責務)

第4条 県は，前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり，国，県民，事業者，市町村及び民間支援団体との役割分担を踏まえ，相互に有機的に機能することができるよう主体的に働き掛けて，その調整を行い，二次被害・再被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに，地域の実情に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し，及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は，犯罪被害者等の支援において市町村が果たす役割に鑑み，市町村が犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し，及び実施するために必要な情報の提供，助言その他の支援を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は，基本理念にのっとり，犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め，二次被害・再被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 県民は，県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は，基本理念にのっとり，犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め，その事業活動を行うに当たっては，二次被害・再被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 事業者は，県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は，その雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り，及びその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう，就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 市町村、国、県及び民間支援団体等との役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、二次被害・再被害を生じさせることのないよう十分配慮し、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(個人情報 の 適正 な 管理)

第9条 県、事業者、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に係るものは、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第2章 基本的施策

(相談窓口の設置、情報の提供等)

第10条 県は、犯罪被害者等の支援のための相談窓口を設置して、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じるとともに、必要な助言、情報の提供、関係機関等への働き掛け、支援の調整等を行い、犯罪被害者等の援助に理解のある専門職を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第12条 県は、犯罪等又は二次被害に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償請求についての援助等)

第13条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、第26条1項の支援計画に定めるところにより、犯罪被害者等の行う損害賠償請求についての援助、弁護士の助言を受ける機会の確保等必要な政策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第14条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に安心して日常生活を営むことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第15条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス、学校及び保育所における支援等が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第16条 県は、再被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第17条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第18条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるための必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の推進)

第19条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性等について県民の理解を深め、二次被害の防止等を図るための広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育の推進)

第20条 県は、学校の設置者と連携し、学校において児童や生徒等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談の業務、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援に従事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第22条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第23条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対し支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するために支援の体制を整え、必要な緊急支援を実施するものとする。

(県内に住所を有しない者への支援)

第24条 県は、県内に住所を有しない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合であっても、支援を受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

第3章 推進の体制等

(連携体制の整備)

第25条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

(支援に関する計画)

第26条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的に策定し及び計画的に実施するため、犯罪被害者等の支援に関する計画(以下「支援計画」という。)を定めるものとする。

2 支援計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
 - (2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を実施するために必要な事項
- 3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、次条に規定する徳島県犯罪被害者等支援推進審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。
- 6 県は、支援計画に基づく施策の実施状況について、適宜公表するものとする。

(徳島県犯罪被害者等支援推進審議会)

- 第27条 犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査審議させるため、徳島県犯罪被害者等支援推進審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。
- 2 県は、支援計画に基づく施策の実施状況等を審議会において検証し、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 審議会は、犯罪被害者等の支援に関する事項に関し、知事に意見を述べるができる。
 - 4 審議会は、委員12人以内で組織する。
 - 5 委員は、学識経験者、民間支援団体又は関係団体の職員等のうちから知事が委嘱する。
 - 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 委員は、再任されることができる。
 - 8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 9 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
 - 10 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 11 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
 - 12 審議会の庶務は、知事が指定する専門部局において処理する。
 - 13 前各項に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

以上